明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**三一二）　一
○自動車の型式についての指定を取り消した件（**国土交通**九四七～九四九）　四
○自動車の装置の型式を指定した件（**同**九五〇～九七七）　五
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**九七八～九八二）　九
○指定装置の指定製作者等の名称及び住所を変更した件（**同**九八三、九八四）　一〇
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**九八五～九八八）　一〇
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**九八九）　一一
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**九九〇～九九二）　一一
○小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（**同**九九三～九九六）　一一
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**九九七、九九八）　一一
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**九九九）　一一

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成二十四年（フ）第二号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示四）　一三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五八
会社その他
会社決算公告　一六〇